

## 不動産登記に関する事務の一部の停止について

県営土地改良事業に係る換地処分の公告が令和6年3月1日になされたことに伴い、下表の地域について、当該事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、当該地域の不動産を目的にした各種登記申請は、当該事業の登記が完了するまでの間は、原則として受理することができませんので、御注意願います。

また、当該地域の不動産について、当該事業の登記が完了するまでの間は、**登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されません**ので、御注意願います。

なお、御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

仙台法務局

期 間	地域名	事業名
令和6年3月1日 から 令和6年7月31日 まで（予定）	石巻市 下記の各一部 （仙台法務局石巻支局管轄）	県営土地改良事業 （大川地区）

### 記

福地字大正、字国土

針岡字昭和、字向谷地、字別圃、字芦早前

釜谷字一本杉、字谷地中、字新町裏、字下山根、字上野、字馬川、字長岩、字小松、

字大谷地、字川前、字高地、字入釜谷地、字山根、字榎ノ脇、

長面字一番口、字町裏、字洞ヶ崎、字谷地合、字入、字上谷地、字梨木、字鳥屋場、

字外手谷地、字畑口、字角内谷地、字沢尻、字沼下、字須賀、字切附